

審 査 決 定 報 告 書

総務環境委員会

令和 8 年第 1 回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました議案第 4 号ほか 15 件の審査の経過及び結果について、水戸市議会会議規則第 101 条の規定に基づき報告します。

これらの案件については、3 月 12, 13, 16 日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果は、下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

1 議案第 9 号 水戸市職員定数条例の一部を改正する条例

本案は、令和 8 年度の事務執行体制を踏まえ、職員定数の見直しを行うものであり、給食調理等業務の民間委託に伴う影響等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「複雑多様化する行政課題に的確に対応できるよう、職員定数の管理と効果的な人員配置に努められたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

2 議案第 11 号 水戸市特別会計条例の一部を改正する条例

本案は、令和 7 年度をもって介護サービス事業会計を廃止するため、関係規定の整備を行うものであり、当事業会計の創設及び廃止の経緯等について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

3 議案第 14 号 水戸市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

本案は、施設の利用状況を踏まえ、受益者負担率の改善に向けて、市外在住者の定期使用に係る使用料を新設するため、関係規定の整備を行うものであり、料金設定の考え方と期待される効果等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「料金改定に当たり、利用者への分かりやすく丁寧な周知に努められたい」、「市民が市有施設をより利用しやすくなるような取組を推進されたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

4 議案第 15 号 水戸市斎場条例の一部を改正する条例

本案は、受益者負担率の改善に向けて、市外在住者の火葬場使用に係る使用料を改定するため、関係規定の整備を行うものであり、市外利用件数の推移について、他自治体との料金比較について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

5 議案第 26 号 令和 8 年度水戸市一般会計予算（ただし、第 1 表中歳出中第

3 款，第 4 款中文教福祉委員会所管分及び建設企業委員会所管分，第 5 款，第 6 款，第 7 款，第 8 款，第 9 款，第 10 款中文教福祉委員会所管分及び第 11 款並びに第 2 表継続費中第 8 款，第 9 款及び第 10 款並びに第 3 表債務負担行為中文教福祉委員会所管分，産業消防委員会所管分及び建設企業委員会所管分を除く)

本案について，歳出中第 2 款総務費では，自転車通行空間の整備箇所について，自治体情報システム標準化の進捗について，子育て世帯向けプロモーション動画の PR 及び配信手法について，AI 防犯カメラの運用状況について，犯罪被害者等支援条例に基づく見舞金の申請状況について，水戸黄門ふるさと寄附金に係るポータルサイトの委託状況について，投票所入場券の仕様について，種々質疑応答を重ねました。

第 4 款衛生費では，浜見台霊園の利用状況及び駐車場トイレの工事内容について，ごみ処理手数料改定を見据えたごみ収集袋の作成数量について，種々質疑応答を重ねました。このうち委員から，「4 月からのごみ処理手数料の改定に当たり，ごみ収集袋の品質管理に努められたい」等の意見が出されました。

また，歳出の総括的な意見として，「事業の拡大や新規事業の実施に当たっては，目的を見据えながら，着実かつ効果的な推進を図られたい」等の意見が出されました。

歳入では，ごみ処理手数料の積算について，企業版ふるさと納税の対象事業について，種々質疑応答を重ねました。このうち委員から，「持続可能な財政基盤の強化のため，水戸黄門ふるさと寄附金等の戦略的かつ積極的な確保に努められたい」等の意見が出されました。

この後，採決の結果，賛成多数をもって，原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上のほか，議案第 4 号 水戸市条例の読点の表記の整備に関する条例，議案第 8 号 水戸市行政手続条例の一部を改正する条例，議案第 10 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例，議案第 12 号 水戸市市税条例の一部を改正する条例，議案第 13 号 水戸市手数料条例の一部を改正する条例，議案第 16 号 水戸市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例，議案第 31 号 令和 8 年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算，議案第 37 号 水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例，議案第 38 号 包括外部監査契約の締結について，報告第 2 号 専決処分について（令和 7 年度水戸市一般会計補正予算（第 7 号））についても，種々質疑応答を重ねた後，採決の結果，いずれも全

会一致をもって、原案を可決、承認すべきものと決定いたしました。

そのほか、議案第40号 令和7年度水戸市一般会計補正予算（第8号）（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分及び建設企業委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第10款中文教福祉委員会所管分並びに第5表繰越明許費補正中第3款、第4款中建設企業委員会所管分、第6款、第7款、第8款、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く）についても、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

記

議案第4号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第26号（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分及び建設企業委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款、第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費中第8款、第9款及び第10款並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分、産業消防委員会所管分及び建設企業委員会所管分を除く）、議案第31号、議案第37号、議案第38号、議案第40号（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分及び建設企業委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第10款中文教福祉委員会所管分並びに第5表繰越明許費補正中第3款、第4款中建設企業委員会所管分、第6款、第7款、第8款、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く）

以上、原案を認める。

報告第2号

承認する。

上記のとおり報告する。

令和8年3月18日

水戸市議会議長 袴塚孝雄様

総務環境委員会

委員長 森 正 慶